議会運営委員会 会議録（要旨）

○ **開催年月日**　令和４年 10 月 20 日（木）

午後４時 02 分　開会
午後４時 42 分　閉会

○ **場　　所**　第３常任委員会室

○ **出 席 委 員**（10 名）

委 員 長	宮　城　　克	副委員長	我如古　　盛英
委　　員	山　城　康　弘	委　　員	知　念　秀　明
委　　員	上　里　広　幸	委　　員	石　川　　慶
委　　員	平安座　　武志	委　　員	宮　城　　優
委　　員	岸　本　一　徳	委　　員	桃　原　　功

○ **欠 席 委 員**（０名）

○ **委員外議員**（０名）

○ **説　明　員**（０名）

○ **議会事務局職員出席者**（４名）

局　　長	川　上　一　徳	次　　長	仲　村　厚　子
議事担当 主　　幹	平　田　駒　子	議事係長	大　城　拓　也

○ **協 議 案 件**

１．追加議案について

２．「宜野湾市議会議員の通称名等の使用に関する規程」について

３．議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

４．議員派遣について

５．宜野湾市議会個人情報保護条例の制定について

６．その他

議会運営委員会（要旨）

令和４年 10 月 20 日（木）

○宮城克 委員長　ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（開会時刻　午後４時 02 分）

【協議事項】

追加議案について

○宮城克 委員長　執行部より提出のあった議案第 65 号及び 66 号については、委員会付託を省略して進めたい。これに御異議ありませんか。

（異議なし）

○宮城克 委員長　上程日については、10 月 24 日の最終日とし、その日で説明、質疑、討論、そして採決を行いたい。これに御異議ありませんか。

（異議なし）

○宮城克 委員長　御異議ありませんのでそのように進めてまいります。

【協議結果】

議案第 65 号及び 66 号については、委員会付託を省略し、10 月 24 日最終日に上程することとし、その日で説明、質疑、討論及び採決を行う。

【協議事項】

「宜野湾市議会議員の通称名等の使用に関する規程」について

○宮城克 委員長　前回説明を受け、会派持ち帰り検討となっていた「宜野湾市議会議員の通称名等の使用に関する規程」について、検討結果を確認いたします。修正意見等ある会派はありますか。特にないようですので、事務局提案のとおり制定することとしてよいでしょうか。

（異議なし）

○宮城克 委員長　御異議ありませんのでそのように進めてまいります。

【協議結果】

「宜野湾市議会議員の通称名等の使用に関する規程」については、事務局提案のとおり制定する。

【協議事項】

議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

○宮城克 委員長　本件については、議会事務局より説明いたさせます。議会事務局長。

（議会事務局より説明）

○桃原功 委員　今の説明によれば、閉会中においても何か理由があれば調査を行えるように事前に手続きを取るという理解でよいか。

○議会事務局　そのとおりである。

○宮城克 委員長　本件については、事務局の説明のとおり進めることに御異議ありませんか。

（異議なし）

○宮城克 委員長　御異議ありませんのでそのように進めてまいります。

【協議結果】

議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書については、議会事務局の提案のとおり進めることに決定した。

【協議事項】

議員派遣について

○宮城克 委員長　次に、議員派遣について事務局より説明をお願いしたい。

（事務局より説明）

○宮城克 委員長　本件については、事務局の説明のとおり進めることに御異議ありませんか。

（異議なし）

○宮城克 委員長　御異議ありませんのでそのように進めてまいります。

【協議結果】

議員派遣については、議会事務局の提案のとおり進めることに決定した。

【協議事項】

宜野湾市議会個人情報保護条例の制定について

○宮城克 委員長　次に、宜野湾市議会個人情報保護条例の制定について事務局より説明をお願いしたい。

（事務局より説明）

○宮城克 委員長 事務局より説明ありましたが、質疑等あれば挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

〇桃原功 委員　当該条例が議運で検討することになる根拠について伺いたい。

〇議会事務局　議会関係の例規に関する協議は議運の所管事項となっていることによる。

〇平安座武志 委員　今までと同様に、議会における個人情報を保護するため、条例を制定するという理解でよいか。

〇議会事務局　新個人情報保護法により、新たに規定する内容もあるが、議会の保有する個人情報を保護するという基本的な内容は変わりない。

〇山城康弘 委員　新個人情報保護法には、国会や裁判所が対象から除外されているとあるが、この２組織はどのように個人情報を保護しているのか。また、これまではどうしていたのか。

〇議会事務局　確認して後日報告いたしたい。

〇山城康弘 委員　もし、この条例が３月定例会で可決されなかった場合はどうなるのか。

〇議会事務局　議会で保有する個人情報を保護する規程が全くない状態となってしまい、問題が生ずる可能性がある。

〇山城康弘 委員　ということは３月での可決は不可欠ということか。

〇議会事務局　国としては制定が望ましいというスタンスであるが、やはり問題が生ずる可能性もあるため制定が必要と考えている。

〇宮城克 委員長　今後制定に向けて動いていくということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

〇宮城克 委員長　御異議ありませんのでそのように進めてまいります。

【協議事項】

その他（委員会等における委員の指名の仕方について）

〇議会事務局　委員会等において委員長が委員を指名する際の呼称について、フルネームで呼ぶべきか否かとの問い合わせが平安座武志委員よりあったので、文献等をあたってみたが、それについての記述はなかった。委員長の議事整理権の範疇ということで委員長の判断にゆだねられるものと考えるが、姓のみの呼称でも可と考える。

その他（最終日の当局の出席について）

〇議会事務局 当局より最終日の出席について連絡があり、最近では、四役及び総務部長、企画部長のみの出席とするのが例であったが、人事案件もあり、全部局長出席としたい旨の連絡があった。

休憩（午後４時２６分）

再開（午後４時４２分）

○宮城克 委員長 本日の委員会を閉会いたします。　　閉会時刻（午後４時４２分）